

アジア諸国と人権 (その四〇)



研究センター所長
京大名誉教授

安藤 仁介

実は私は一〇余り前、国連訓練調査研修所 (CZ Institute for Training and Research, UNITAR) の要請で、国連関係の人権システムとりわけ国際人権自由権規約を政府関係者に説明するため、ラオスの首都ビエンチャンを訪れたことがあります。私の説明を聞いた政府関係者は、より多くの人権関係条約に加入するよう努力するが、国内の準備や調整には時間がかかると回答しました。実際ラオスはパテト・ラオのもとで政情がある程度安定した後から、人種差別撤廃条約 (一九七四年、以下同じ)、女性差別撤廃条約 (八一年)、児童の権利条約 (九一年)、

関する国連特別報告者がラオス政府に対し緊急対策をとるよう勧告したほどです。

一五才以下の者が国民の約半数を数えるラオスでは、かれらの人権保障が絶対的に不可欠でしょう。政府もその事実を注視しており、「子供の法」を制定して、子供の権利保護の社会的枠組みを構築しようと努めています。が、子供の体罰が広く行われ、それが社会的に受け入れられています。そんな中で、子どもの経済的搾取とくに児童労働は深刻な問題で、ラオス政府は国際労働機構 (ILO) の助けの基に実態調査と対策の策定に取り組んでいます。

民族問題とりわけ少数民族問題もラオスが抱える人権問題の一つです。先に見たように、国土の北部から中部に広がる山岳・高原地帯がメコン河へ注ぐいくつかの急流によって分断され、民族のるつぼ、状況にあるラオスでは、メコン河開発計画に沿って、高地から平原部に住民を移動させ、原始的な狩猟・漁撈産業からより経済効率の高い農業・工業へ移行するためには、大規模な住民

国際人権社会権規約 (二〇〇七年)、国際人権自由権規約と障害者権利条約 (いずれも〇九年) を批准しています。ただし各条約に基づく国家報告の提出は遅れ気味であり、かつ監視機関の勧告に対するフォローアップも不完全ですが、これはラオスに限った現象ではありません。

各条約の監視機関 (monitoring body) によれば、一般的に官憲の恣意的逮捕、拘留などに対する法的保護体制が不十分で、被逮捕者の人権が保障されていません。これは、そのほかの人権侵犯についても、当てはまります。つまり、法令の上でも事実上も、人権保障の体制が整っていないということです。分野ごとに見ると、まず女性の権利が十分に保護されておらず、女性に対する暴力やセクハラが横行しています。とくに移民労働者の女性は移民に対する差別に加えて、暴力の対象となり易く、それが人身売買に繋がることも珍しくありません。女性に関連して、子供とりわけ少女の人権侵害も問題です。人身売買や性的搾取の被害者の六割が十二歳から十八歳の少女で占められているという情報に接して、児童売買に

移動が必要になります。しかし移動の前提として、住民の同意を得ることはきわめて困難であり、強制移住にはそれなりの人権問題が生じます。開発と人権の両立はグローバルな課題ですが、ラオスの場合とくに深刻な課題といえるでしょう。少数民族といえば、モン族に対する中央政府の差別政策や武力攻撃も問題です。これは独立後の政治的混乱の中で、モン族が外侮勢力によってパテト・ラオと武力抗争させられたことが遠因といわれており、解決には長い時間がかかることでしょう。

いずれにせよ、ラオスでは、各民族・部族集団において実権を握っているのはムラの長老などの伝統的支配グループだとされています。かれらが伝統的な仕来たりや慣習と必ずしも両立しない人権保障をどのように受け止め、それに多数の村人がどのように対応するのか、この問題は途上国一般なかでも近隣のアジア諸国に共通するものだ、といえるのではないのでしょうか。